

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	桜井市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/koushitsu/gyouseikeieika/my_number/1475716421101.html

執行機関名 桜井市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療費資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		桜井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第23の項 福祉医療費資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号） 第一条	桜井市福祉医療費資金貸付要綱第1条 桜井市福祉医療費資金貸付要綱第1条の2 第1号
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づき、福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等（以下「一部負担金等」という。）の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。 第1条の2 前条に規定する福祉医療費助成条例等は、次の各号に定めるものをいう。 (1) 桜井市乳幼児・小児等医療費助成条例（昭和48年10月桜井市条例第27号） (2) 桜井市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月桜井市条例第25号） (3) 桜井市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年3月桜井市条例第1号）
⑦独自利用事務の関連規範		桜井市福祉医療費資金貸付要綱